

県がひな形を示す契約書における仕様書の添付について

県では、がん検診の質を確保するため、がん検診契約書における仕様書への添付を進めることとし、以下の取り扱いを依頼している。

1 経緯

(1) 県がひな形を示す契約書について

がん検診の委託契約書は、市町村が作成し、受託医療機関との契約のもと、がん検診を実施している。

ただし、国事業「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」及び県事業「県の統一受診券事業」については、県全体に関わる事業であることから、参加市町村と受託医療機関の事務の効率化のため、県が受託医療機関の取りまとめや契約書文案のひな形の提供等を行っている。

(2) がん検診の契約書における仕様書について

国立がん研究センターは、資料 4 参考資料「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を示している。

仕様書は、がん検診が正しく行われるよう、細かな手順などを明記しているもので、市町村は、検診機関に検診を委託する際、仕様書を作成し、その内容に沿った検診を徹底するよう求められている。

これは、市町村チェックリストにおける「問 6 検診機関（医療機関）の質の担保」として自己点検項目にもなっているが、県内市町村の実施率は低い。

2 県がひな形を示す契約書における取り扱い

県がひな形を示す平成 30 年度の契約書に仕様書を添付することについて、受託医療機関に依頼する。

なお、市町村に対しては、県がひな形を示す契約書以外のものについても、仕様書の作成、契約書への添付をお願いしていく。